

## 第2章 児童虐待の防止に向けた取組

### 1 子どもの権利の保障

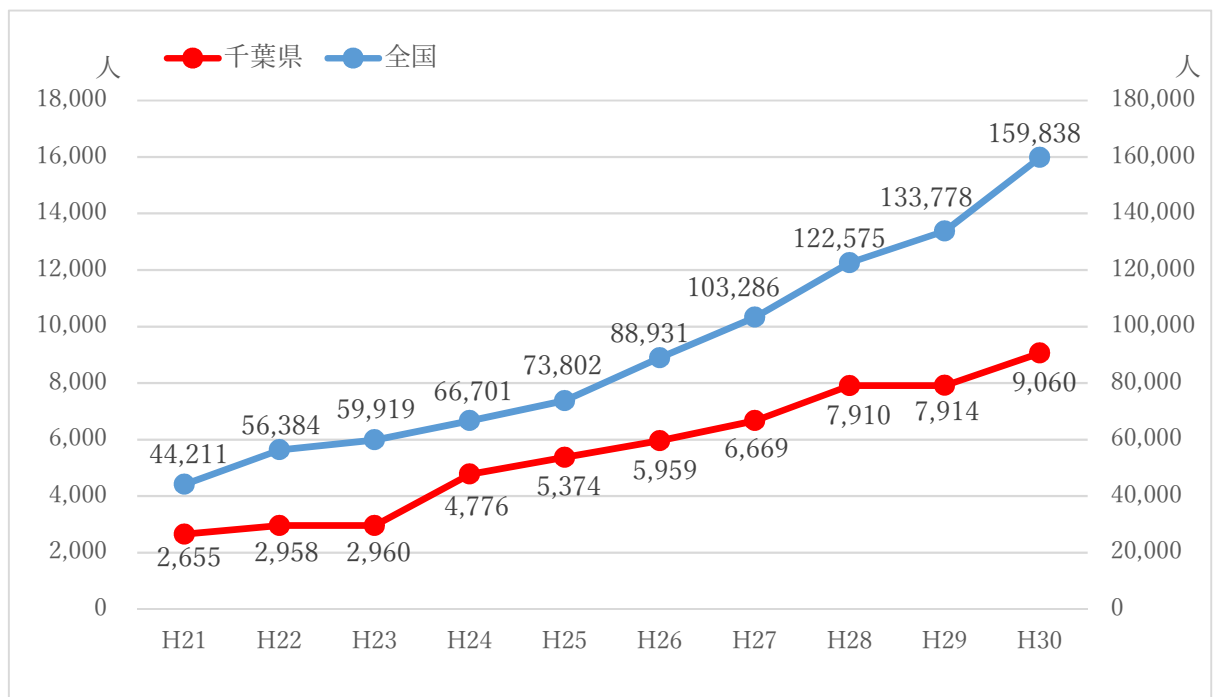
#### (1) 現状と課題

我が国では、子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指した「児童の権利に関する条約」が平成6年に批准されました。また、児童虐待防止については、もともと児童福祉法に盛り込まれていましたが、増加する児童虐待に対応するため、平成12年には「児童虐待の防止等に関する法律」が新たに施行され、児童虐待防止対策が強化されました。

さらに、昭和22年の制定当初から見直されていなかった児童福祉法の理念規定が平成28年に改正され、全ての子どもは適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立が図られることなどを保障される権利を有することが、明確化されました。

しかしながら、児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、子どもの命が失われる事件も発生しています。

#### ○児童相談所における児童虐待相談対応件数の推移（千葉県と全国）



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

また、いじめによる自殺、危険ドラッグ等の薬物乱用の低年齢化、児童買春・児童ポルノ、JKビジネス等の性の商品化など、子どもの人権を巡る問題は複雑化・深刻化してきています。

児童の権利に関する条約では、子どもを保護の客体として捉えるだけでなく、権利の主体として位置付け、ひとりの人間としての人権を認めています。その権利を保障するためには、子どもの意見や意思を尊重するための取組を進める必要があります。子どもが意見を表明しやすい環境を作ること、また、権利の侵害を受けたと感じたときに相談できる環境を作ることが必要です。

## (2) 対策

- i. 子どもたちが、発達段階に応じ、人権の意義・内容等について理解するとともに、「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」ができるようになり、それが様々な場面等で具体的な態度や行動で表せるようになるため、人権教育を推進します。
- ii. 虐待等により家庭での生活ができない子どもたちに対しては、権利擁護に関するしおり（子どもの権利ノート）を渡して、子どもの権利擁護とは何かを説明するとともに、周囲の大人に相談できない状況においても相談できる環境の整備に努めます。
- iii. 子どもの意見を述べる機会を保障し、その意見や意向を尊重するため、児童虐待だけでなく、子どもの権利が侵害された場合に、子ども自身が相談できる窓口の設置を検討します。
- iv. 一時保護解除後の家庭復帰など、子どもの権利侵害のリスクや十分な安全確保への配慮が必要とされるケースに対しては、年齢に応じて、子ども自身が必要に応じてみずから SOS を直ちに発信できる仕組みや機材の導入を検討していきます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待死亡ゼロに向けた取組	社会福祉審議会社会的養護検討部会の「児童虐待死亡事例等検証委員会」の検証報告書を踏まえ、児童虐待死亡ゼロに向けた取組を推進します。
心のバリアフリー	「心のバリアフリー」を達成するため、人権に関する講演会や研修会等を主催し、人権教育のための講師派遣等を行います。また、各種広報活動や啓発冊子の作成、配布等を行い、人権教育及び啓発を行います。
子どもの権利ノート の作成・配布事業	「子どもはひとりのかけがえのない存在として、生きること（生存）、守られること（保護）、育つこと（発達・成長）、参加すること（参画）に関する権利が守られること」を子どもたち自身に伝えるため、子どもの権利ノートを作成し、里親委託や施設入所している子どもたち等に配布します。また、周囲の大人に相談できないときに、県に連絡できるはがき（あなたへの大切なお知らせ）を配布します。
（学校）人権教育推進 事業	学校における人権教育推進のため、研究協議会の開催や指導資料の作成を行います。
SNSを活用した相 談事業	子どもたちにとって身近なコミュニケーションツールであるSNSを活用した相談窓口を開設し、子どもたちの悩みを初期段階で把握し、事案の重篤化の未然防止に努めます。
24時間子供SOS ダイヤル	一人でも多くのいじめ等に悩む子どもを救うために、いつでも相談できる24時間体制でフリーダイヤルによる体制を整備し、子どものSOSを社会全体で受け止めます。

(4) 目標

項目	現状	目標	期限
児童虐待による死亡事例	1件 (平成31年1月)	ゼロ	毎年度
子ども相談窓口の設置	一部の子ども を対象に実施	全ての子ども を対象とした 窓口の設置	令和11年度

## 2 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

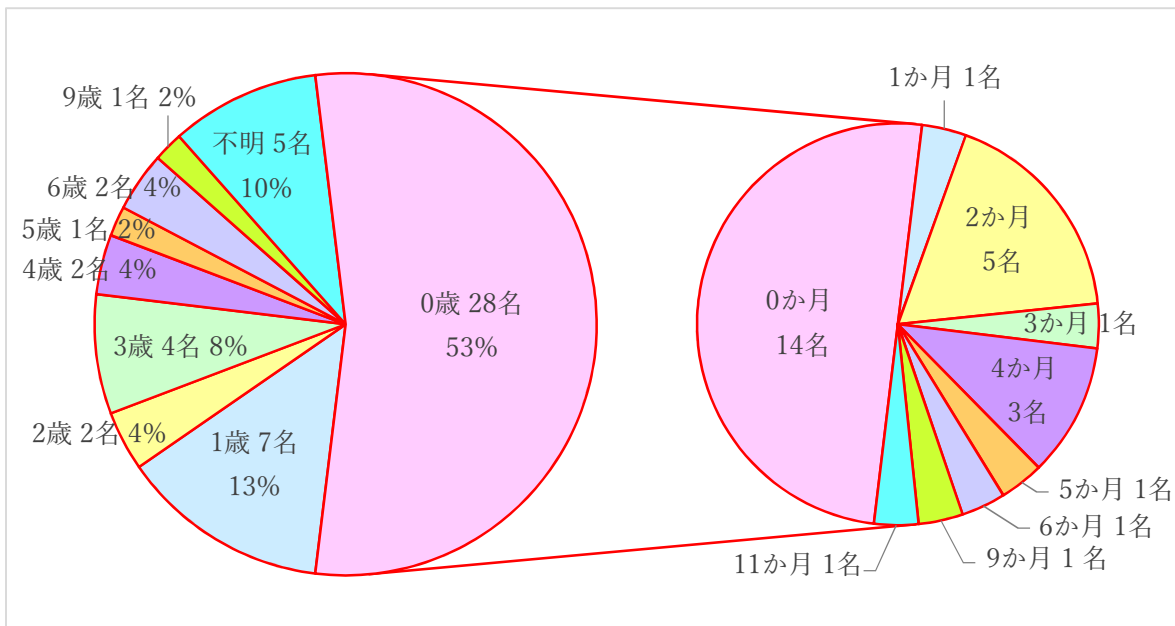
### (1) 現状と課題

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において、妊産婦やその家族を支える力が弱くなっており、妊娠、出産、子育てに対する不安や負担の緩和、子育て家庭の孤立化の解消など、地域で安心して子どもを生み、育てられる環境の整備が急務となっています。

これまで、母子保健施策と子育て支援施策の両面から行われていた支援は、利用者側から見ると、様々な窓口へアクションを起こさなければならず、また、支援者側から見ると、それぞれが持っている情報を集約する場所が明確になっていない状況でした。そのような課題を解決し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の提供を行うワンストップ拠点として、市町村が設置する「子育て世代包括支援センター」（法律上の名称は、母子健康包括支援センター）に求められる役割は大きく、設置の促進と支援内容の充実が求められています。

また、国の「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」によれば、心中以外の虐待死事例の年齢別内訳を見ると、0歳児の占める割合が依然として半分以上を占めており、その中でも生後4か月までの間に死亡している事例は0歳児の中で約8割となっています。

### ○虐待による死亡事例の年齢別の状況



出典：厚生労働省「子ども虐待の死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」

これらの事例においては、実母が、予期しない妊娠や計画していない妊娠、母子健康手帳の未交付、妊婦検診未受診などの問題を抱えているケースが多いことから、妊娠期からの支援が必要な特定妊婦等や出産直後から支援が必要な家庭を、行政機関等が確実に把握できる体制を整備し、早い段階から支援を行うことが児童虐待の未然防止につながると考えられます。

## (2) 対策

- i. 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のために、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供する「子育て世代包括支援センター」の設置・運営を支援します。
- ii. 産後も安心して子育てができるように、市町村が実施する妊娠・出産包括支援事業について、専門職への研修等を行い、取組を支援します。
- iii. 児童虐待の死亡事例は乳幼児に多く見られることから、妊娠の早期から関わりを持つ母子保健従事者が、児童虐待に対する理解を深め、適切な支援を行えるよう実践的な研修を行います。
- iv. 市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」、「養育支援訪問事業」等を推進し、母子保健推進員等の訪問者について研修を通じた資質の向上を図るなど、訪問支援活動の強化を図ります。
- v. 予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談を受けるとともに、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行う「にんしんSOSちば」を運営します。

(3) 主な事業

事業名	概要
子育て世代包括支援センターの設置支援事業	当該市町村が設置に向けて抱えている個別の課題についての助言を行います。 また、子育て世代包括支援センターの職員（保健師等の専門職）を対象に、支援プランの策定やハイリスク者への支援方法、事業評価の方法等の研修を実施します。
出産後の訪問支援の強化	市町村が実施する「乳児家庭全戸訪問事業」や「養育支援訪問事業」など、生後間もない乳児のいる家庭や養育支援が必要な家庭等を訪問し、専門的な相談支援や援助などを推進します。
母子保健指導事業	県内の母子保健体制の整備及び母子保健関係職員の資質の向上を図るため、各種研修等を行います。
切れ目のない支援につなぐ妊娠SOS相談事業	予期しない妊娠など、様々な事情から妊娠出産に不安や悩みを抱える女性等からのSOSに対し、電話やメールでの相談に応じます。 また、必要に応じて医療機関や子育て世代包括支援センターなどの支援機関へ同行し、相談支援を行います。

(4) 目標

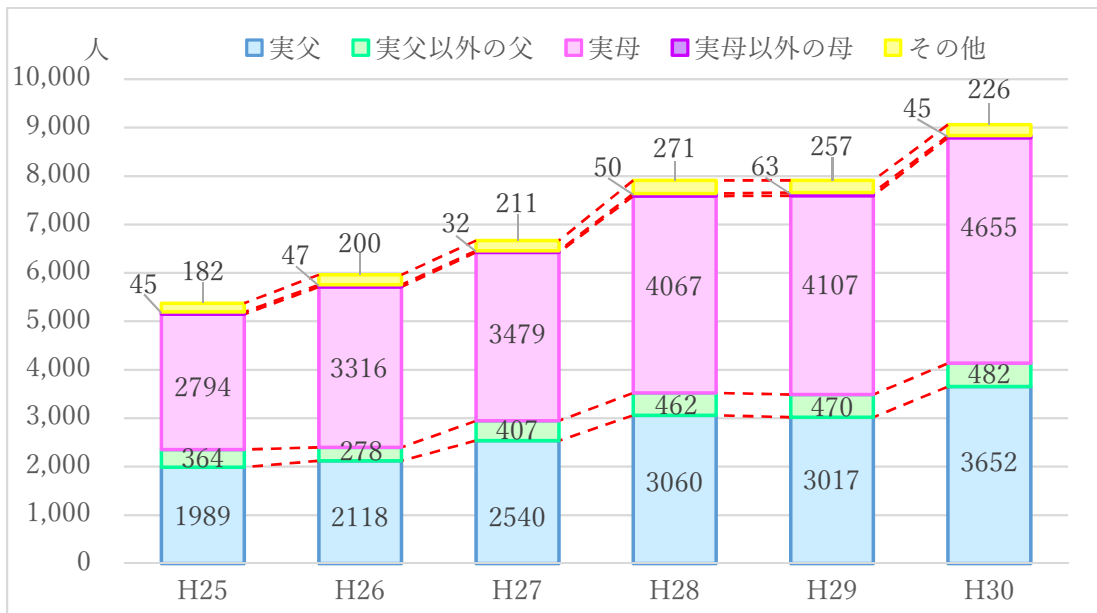
項目	現状	目標	期限
子育て世代包括支援センターの設置市町村数	29市町村 (平成30年度末)	全市町村	令和2年度
養育支援訪問事業の実施市町村数	35市町村 (平成30年度末)	全市町村	令和6年度

### 3 地域で支援する仕組みづくり

#### (1) 現状と課題

核家族化や地域との関わりが希薄になっている社会において、子育て中の、特に在宅育児家庭の母親が孤立し、相談相手もいないため育児に関する不安やストレスを抱えがちとなっています。児童虐待における最も多い虐待者は実母であり、健康状況の悪化、経済的な困窮、家族等の助けがなく一人で子育てをしているなど様々な要因から、周囲に相談できず、地域からも孤立化した結果、子どもに対する暴力、育児放棄などの虐待につながるものが少なくありません。子育てに対する不安感や負担感を軽減し、孤立化を防ぐため、地域において、子育て中の親子が気軽に集い、保護者同士の交流や子育ての不安や悩みを共有できる場を提供することが必要です。

#### ○主な虐待者の推移



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

また、社会的なつながりや自ら声を上げる力が弱く、支援が必要でありながら公的サービスにつながらない子育て家庭に対しては、行政機関だけでなく、保育所、学校、中核地域生活支援センター、子育て支援に携わるボランティア団体、民生委員・児童委員、さらには地域の住民や自治会・町内会などが顔の見える連携をとって、必要な相談や支援が届くようにすることが重要です。



## (2) 対策

- i. 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う地域子育て支援拠点事業を推進します。
- ii. 子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び相談・助言等を行うとともに、地域の関係機関との連絡調整等を実施する利用者支援事業を推進します。
- iii. 地域において、子ども食堂などの子育て支援に関わる様々な団体や個人が顔の見える関係を作り、互いを知ることにより、地域の子育て家庭を支える仕組みづくりを目指します。

## (3) 主な事業

事業名	概要
地域子ども・子育て支援事業	市町村が実施する利用者支援事業や地域子育て支援拠点事業など、地域子ども・子育て支援事業の促進を図ります。
主任児童委員研修事業	地域における児童福祉の中核的役割を担う主任児童委員に対して、資質向上を図るための研修を実施する。

## 4 広報・啓発活動の強化

### (1) 現状と課題

令和元年の児童虐待の防止等に関する法律の改正において、子どものしつけに際して、体罰を加えることが禁止され、本県の子どもを虐待から守る条例においても同様の記載をしています。虐待による深刻な事件の中には、保護者がしつけのためと主張しているものが多く見られます。子育てにおいて、何が虐待にあたるのか、正しい知識を持つことが虐待の未然防止において重要となっており、これは保護者だけでなく、保育士や教職員など子どもに関わる関係者全員に必要な知識です。

また、かつては大家族や地域の中で、子どもの頃から、生命の大切さや生命を育むことを学ぶ機会がありましたが、最近では身近に小さい子どもが少なく、乳幼児と触れ合う機会が減少しており、令和元年11月の児童虐待死亡事例検証報告書（以下「第5次答申」という。）では、中学・高校生年代から子育ての実習、疑似体験等の学習機会を設け、地域での子育てへの参画を促進することが提言されています。

なお、虐待と思われるような事象を知った場合には、すぐに通告してもらうことにより、子どもの安全を確保し、虐待の深刻化を防げる可能性が高くなります。児童虐待が社会問題となり関心が高まってはいますが、児童虐待の通告は法律に定められた国民の義務であり、通告義務や通告先について、より一層周知を図っていく必要があります。

### (2) 対策

- i. 「千葉県子どもを虐待から守る条例」の理念を実現するため、しつけに際しての体罰の禁止など、条例の内容について周知を図ります。
- ii. 年間を通じた広報啓発を行い、県民に対して、児童虐待について正しい知識と理解を深める機会を提供するとともに、通告義務、児童相談所虐待対応ダイヤル「189」、相談機関等の周知を行います。
- iii. 児童虐待防止月間である11月を中心に、児童虐待防止に向けた啓発活動「オレンジリボンキャンペーン」を実施し、県民に周知するための取組を強化します。
- iv. 中学生や高校生が、育児への理解や関心を高めるとともに、子育てにおける家庭の役割や、子育ての意義等について、学ぶ機会の充実を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
子ども虐待防止地域 力強化事業	児童虐待に対する意識の啓発や児童虐待の通告先の周知を図るため「オレンジリボンキャンペーン」などの広報・啓発活動を、年間を通じて実施します。
子育て体験学習の推 進	幼稚園・小学校の合同授業や、中学校の職場体験活動、高等学校のインターンシップなど、小・中・高校生が、幼稚園や保育所、認定こども園等で保育体験をする機会の充実を図る。

(4) 目標

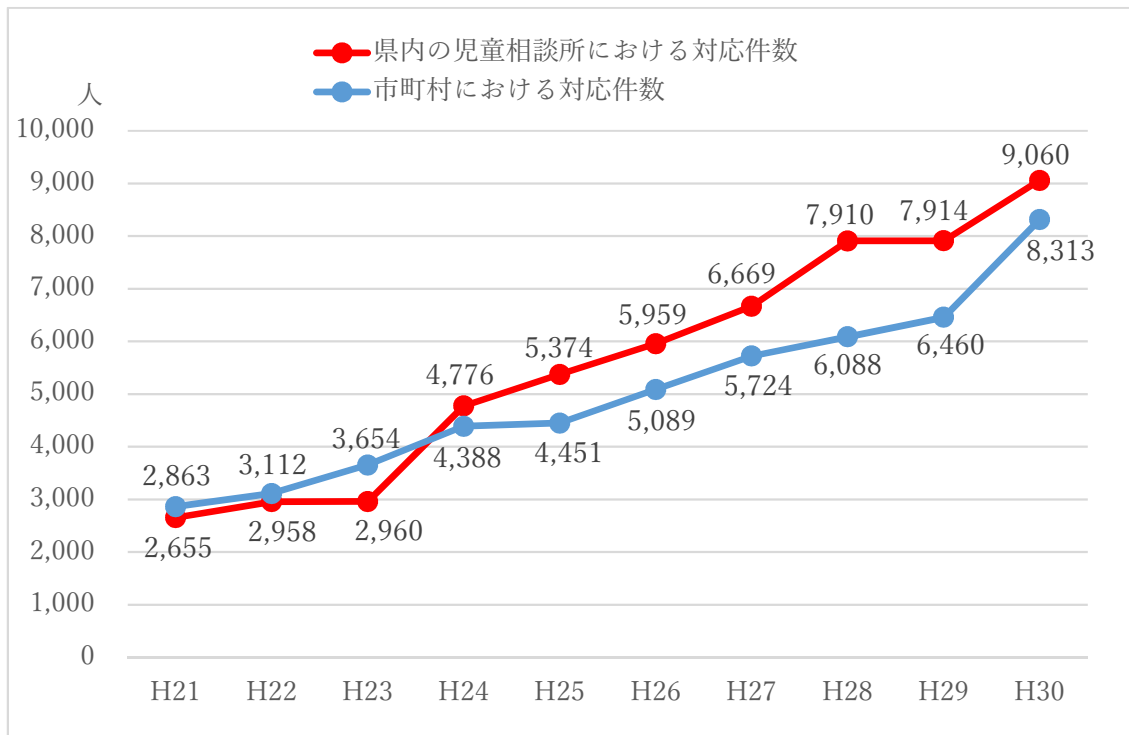
項目	現状	目標	期限
児童虐待による死亡事例 (再掲)	1件 (平成31年1月)	ゼロ	毎年度

## 5 市町村への支援と連携の強化

### (1) 現状と課題

児童虐待の通告は、児童相談所だけでなく、県民にとってより身近な市町村においても受け付けています。県内の市町村における児童虐待相談対応件数についても、児童相談所と同様に、増加の一途をたどっています。

#### ○県内の児童虐待相談対応件数の推移（児童相談所と市町村）



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

虐待と思われるケースにおいては、その緊急性や重症度を判断し、市町村で対応するのか、児童相談所で対応するのかを決める必要がありますが、すき間に落ちるようなケースは絶対に生じさせてはならないことから、所管を明確にし、適切に役割分担をしながら、連携して対応することが重要です。

本県では、児童相談所と市町村共通の「千葉県子ども虐待対応マニュアル」を活用し、対応しているところですが、第5次答申では、児童相談所や関係機関において、全職員に対して児童虐待事案への対応における基本を再度周知・徹底することが提言されており、見直し後のマニュアルの徹底について、早急に進める必要があります。

また、平成28年の児童福祉法の改正では、市町村は児童及び妊産婦の福祉に関し、実情の把握、情報の提供、相談、調査、指導、関係機関との連絡調整その他の支援を行うための拠点（以下「子ども家庭総合支援拠点」という。）を整備する努力義務が定められていることから、県内すべての市町村に設置されるよう支援する必要があります。

○子ども家庭総合支援拠点の設置市町村

年 度	H29	H30	R 元
設置市町村数	4	9	※近日公表予定

出典：厚生労働省「市町村（虐待相談窓口等）調査」

また、県内の全ての市町村に要保護児童対策地域協議会が設置されていますが、第5次答申をはじめ、過去の死亡事例検証においても、要保護児童対策地域協議会が機能していなかったとの指摘がされています。要保護児童対策地域協議会の運営を担う調整機関には、児童福祉司やそれに準ずる資格を有するなど一定の専門資格を有する者を配置することとされていますが、いまだに配置されていない市町村があります。また、職員数や専門職の割合は増えている一方で、正規職員や常勤職員の割合は増えていない状況です。

○市町村要保護児童対策地域協議会の調整機関の職員の状況

年 度	H28	H29	H30
専門職を配置している市町村数	39	46	※近日公表予定
調整機関の職員数	249	275	
うち専門資格を有する職員の割合	67.5%	70.5%	
うち正規職員の割合	62.2%	62.2%	
うち常勤職員の割合	64.3%	62.2%	

出典：厚生労働省「市町村（虐待相談窓口等）調査」

## (2) 対策

- i. 県と市町村が相互に虐待対応の体制や活動について理解を深め、円滑な意思疎通や情報共有のもと、一体的な対応ができるよう、市町村の状況に応じた支援を強化するとともに、市町村支援を担当する児童福祉司の配置や、県と市町村の人事交流を行います。
- ii. 「千葉県子ども虐待対応マニュアル」の内容が順守されるよう、児童相談所と市町村の職員合同の研修を実施し、周知徹底を図ります。
- iii. 「子ども家庭総合支援拠点」の全市町村への設置に向けて、市町村職員向けの研修の実施、設置・運営に関する相談対応や助言など、支援を行います。
- iv. 要保護児童対策地域協議会において、実務者会議が有効に活用され、個別ケース会議も積極的に開催されるなど、効果的な運営が行われるように支援します。具体的には、調整担当の職員に対する研修の実施や、学識経験者や臨床心理士等の専門家のアドバイザー派遣を行います。
- v. 体制の弱い市町村に対しては、調査などを通じて課題の抽出を行い、必要な支援策について検討します。

## (3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・市町村の関係機関職員に対する研修の実施 ・市町村の要保護児童対策地域協議会への専門家の派遣 など

## (4) 目標

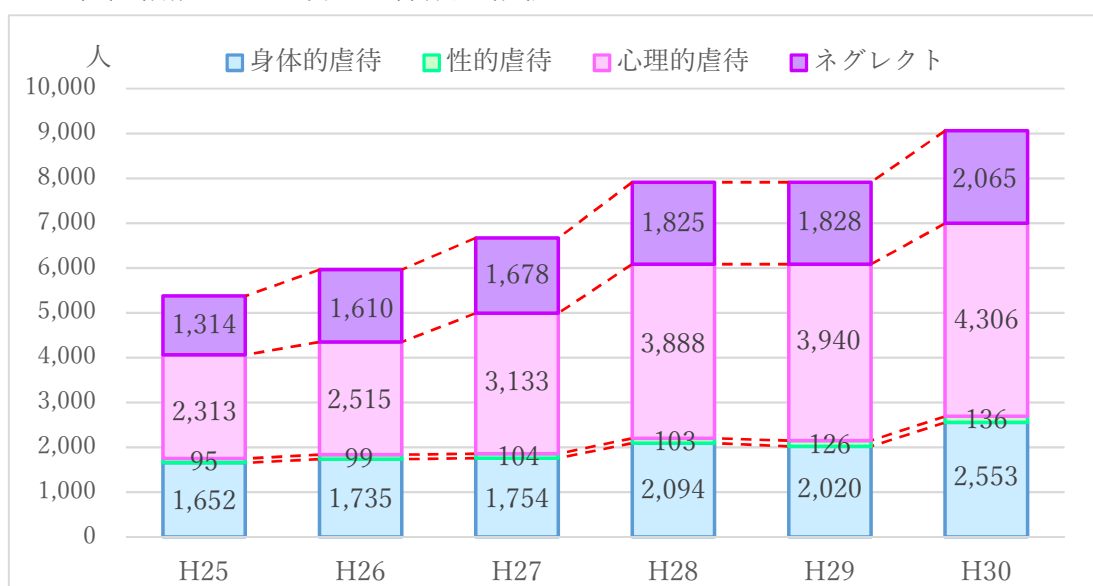
項目	現状	目標	期限
市町村子ども家庭総合支援拠点の設置数	9市町村 (平成30年度末)	全市町村	令和4年度

## 6 DV対策との連携の強化

### (1) 現状と課題

本県における児童虐待による死亡事例においては、DVがあった事例が多く、第5次答申では、DV家庭の特性についての理解を深めるよう提言してきた過去の検証報告が浸透していないことから、DV担当部署とも密接に連携し、DVに関する情報を踏まえたアセスメントを行うよう指摘されています。

#### ○児童虐待相談対応の類型別件数の推移



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

児童虐待の類型別件数の推移を見ると、心理的虐待の割合が最も大きく、この5年間で2,313件から4,306件へと大幅に増加しています。そして、心理的虐待では、子どもの目の前で家族に対して暴力をふるう、いわゆる面前DVによる虐待のケースが大部分を占めています。

#### ○心理的虐待のうち暴力の目撃によるものの推移

年 度	H28	H29	H30
心理的虐待の件数	3,888	3,940	4,306
うち暴力の目撃によるものの件数 (割合)	2,356 (60.6%)	2,645 (67.1%)	2,366 (54.9%)

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

DV対策は、配偶者等からのDVを受けている被害者への支援が中心となるのに対し、児童福祉の視点では、DVそのものを子どもの心理的虐待と捉え、あくまでも子どもの安全を確保するために保護や支援を行うことから、両者が一体となって保護や支援を行うことが重要になります。

## (2) 対策

- i. 児童相談所職員、市町村の児童虐待部門とDV対策部門の職員を対象に、DVと虐待が疑われる家庭への対応を想定したロールプレイ等を取り入れた実践的な研修を実施します。
- ii. DV防止のための県民一人一人への意識啓発や、若者を対象としたDV予防教育を推進するとともに、児童虐待防止の啓発と連携して実施し、啓発の効果を高めていきます。
- iii. 女性サポートセンターを中核とした配偶者暴力相談支援センターの機能強化に取り組み、児童虐待部門とも連携して相談体制や一時保護体制の充実を図ります。
- iv. DVの被害者及びその子どもが、暴力から逃れた後に安心して生活が送れるよう、生活再建に向けた支援の充実を図ります。
- v. DVの加害者についても、相談に応じることによりDVの防止に努めるとともに、加害者更生プログラムについて国の動向等を注視し、情報収集に努めます。



(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・DV・児童虐待相談新任職員研修 ・DV・児童虐待相談担当者研修 など
DV防止・被害者支援対策	DV相談カードの配置やDV防止キャンペーンの実施等により相談窓口等について県民への広報啓発を行います。また、複雑化、多様化する被害者の状況に応じ、女性サポートセンター、男女共同参画センター、各健康福祉センターの配偶者暴力相談支援センターでDV被害者の生活再建に向けた相談・支援を行います。

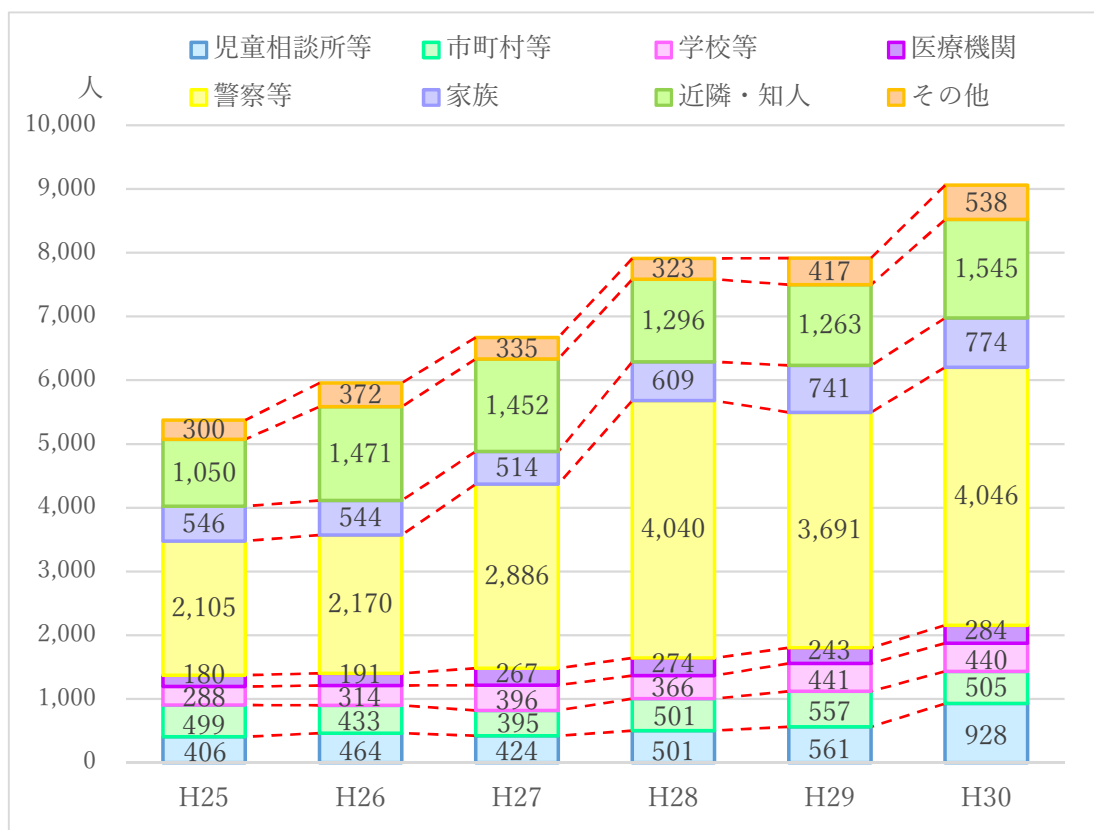
## 7 関係機関との連携の強化

### (1) 現状と課題

子どもやその家庭をめぐる問題は複雑・多様化していますが、問題が深刻化する前に、子どもやその家庭に対し支援の手を差し伸べる必要があります。そのためには、児童相談所と市町村の連携はもちろんのこと、警察、学校、医療機関、福祉関係機関・団体などの様々な関係機関と連携し、問題の早期発見や効果的な対応を図ることが重要です。

児童相談所における虐待対応の経路を見ると、警察等が最も多くなっているように、虐待の早期発見と子どもの安全確保のためには、警察との緊密な連携が重要になっています。特に警察の協力が必要と思われる事案に対しては、迅速に情報共有を行い、児童の安全を最優先とした対応を行う必要があります。

### ○児童虐待相談対応の経路別件数の推移



出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

学校や幼稚園、保育所などは、子どもが長時間を過ごす場所であり、教職員や保育士などは日常的に子どもたちと接することで、子どもたちの変化に気づきやすい立場にあります。教職員などに対する児童虐待対応に関する研修の充実や、学校等において組織的に対応するための体制の整備を図るとともに、市町村や児童相談所との連携を強化し、円滑な情報共有ができる体制を構築する必要があります。

医療機関は、受診する子どもの外傷などから、身体的虐待が疑われる事案の早期発見に重要な役割を果たしていることから、被虐待児の診療経験などを共有することにより、医療現場における虐待対応の向上を図る必要があります。また、虐待事案に限らず、子どもやその保護者の心身の問題に対応する中で、養育支援が必要と思われる家庭について幅広く相談できるように、日頃から児童相談所や市町村と連携・情報共有ができる体制を構築することが重要です。

## (2) 対策

- i. すべての児童相談所への警察職員の配置や、警察本部における子どもの安全確保に従事する警察官の増員を行ったところであり、引き続き体制の強化を図り、子どもの安全確認及び安全確保を最優先とした対応を推進します。
- ii. 児童相談所と警察においては、「児童虐待事案における情報共有に関する協定書」により情報共有を行っているところですが、一層連携強化を図るため、全件共有やシステムを利用した情報連携など、効果的な情報共有のあり方について、他県の状況や国の動向を踏まえながら検討を進めます。
- iii. 教職員が、児童虐待の防止及び適切な早期発見を行えるようスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携したきめ細かい相談支援体制を構築するとともに、スクールロイヤーを活用した弁護士相談、研修等を充実させ、教職員が不当な圧力に毅然と対応できる体制の構築を図ります。
- iv. 教職員や保育所の保育士等の、児童虐待に対する対応力の向上を図るため、研修内容を充実させます。
- v. 医療機関やその従事者を中心とした児童虐待対応のネットワークにおいて、知識や経験の共有、相談・助言等を行う取組を強化し、児童虐待に対する対応力の向上や、子どもへの心のケアの充実を図ります。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童虐待対策関係機関強化事業	市町村をはじめとする関係機関の職員に対する研修の実施やアドバイザー等の派遣を行い、効果的な連携体制の構築を図ります。 ・教育機関や医療機関の職員を対象とした研修の実施 など
スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置	支援を必要とする児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー等の専門性を有する人材を配置し、関係機関との連携など、子どもやその保護者への相談支援の充実を図ります。
スクールロイヤー活用事業	教職員が不当な圧力等に毅然と対応できる体制の構築に向け、スクールロイヤーを活用した法的相談等を実施します。
児童虐待防止医療ネットワーク事業	中核的な医療機関を中心として児童虐待対応のネットワークを作り、情報共有や医療従事者への研修等を実施し、医療機関における児童虐待の早期発見等を図ります。
子どもの心の診療ネットワーク事業	子どもの心のケアに関する様々な問題に対応するため、拠点病院を中核としたネットワークを作り、子どもの心のケアに関する支援体制の構築を図ります。

## 8 児童家庭支援センターの設置の推進と機能強化

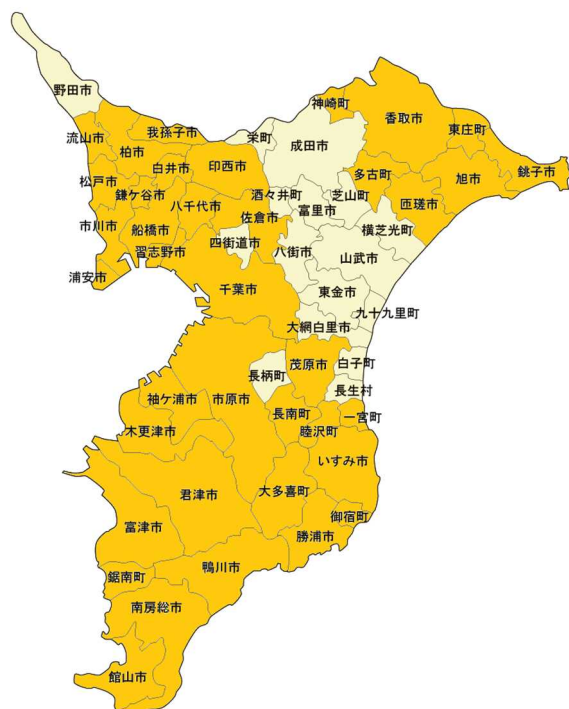
### (1) 現状と課題

児童家庭支援センターは、児童福祉法に定められた児童福祉施設であり、市町村や学校等と連携し、地域において、子どもやその家庭などからの相談に応じて、支援が必要な家庭に対し専門的な助言や指導を行っています。また、子どもを養育している里親への支援や児童相談所からの委託を受けて家庭に対する指導を行うなど、児童相談所の補完的な役割を担うことも期待されています。

県内には、11か所の児童家庭支援センターがありますが、県内54市町村のうち38市町を相談支援の対象地域としており、22市町の要保護児童対策地域協議会に加入しています。県下全域が対象地域となるよう、児童家庭支援センターの設置を促進していく必要があります。

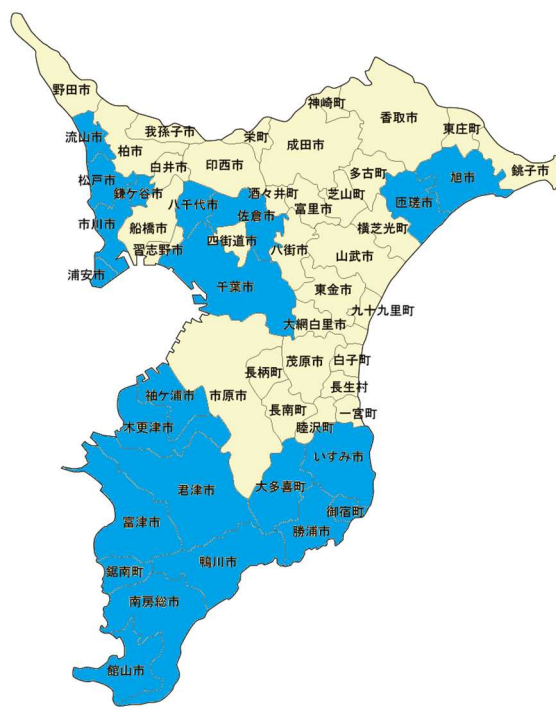
### ○児童家庭支援センターの対象地域と要保護児童対策地域協議会の加入状況

<対象地域の状況>



※橙色が管轄している市町村

<要保護児童対策地域協議会の加入状況>



※青色が加入している市町村

出典：千葉県児童福祉施設協議会調べ

本県の児童家庭支援センターは、児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設と、様々な児童福祉施設に併設されていること、社会福祉法人だけでなくNPO法人が運営する施設があるなどの特徴があり、支援が必要な子どもや家庭に対し、様々な角度からアプローチすることが期待できます。

一方で、児童家庭支援センターの一般県民の認知度は高いとは言えず、市町村や関係機関等においても、それぞれの児童家庭支援センターがどのような活動を行っているのかを正確に理解している職員が多くないのが現状であり、児童家庭支援センターの特性を示しながら、連携を深めていく必要があります。

また、児童相談所から児童家庭支援センターに対する指導委託の件数も決して多いとは言えない状況が続いています。児童相談所の業務が多忙化する中で、子育て家庭に対する専門的な指導・助言ができる児童家庭支援センターの活用は重要な課題です。

#### ○児童相談所が児童家庭支援センターに指導委託した件数の推移

年 度	H26	H27	H28	H29	H30
指導委託件数	13	10	12	6	9

出典：厚生労働省「福祉行政報告例」

児童家庭支援センターは補助金により運営されていますが、前年の相談件数等の実績に基づき補助額が決定されるなど、職員の配置状況に応じた補助制度となっておらず、支援を拡大するために職員を雇用することや職員の経験年数や実績に応じた処遇改善などが困難な状況にあります。専門的な知識を有する職員を増員し、機能を強化するための取組も必要です。

#### (2) 対策

- i. 全ての市町村が、児童家庭支援センターの相談支援の対象地域となり、市町村要保護児童対策地域協議会に児童家庭支援センターが加入するように、児童家庭支援センターの設置促進に向けた支援を強化します。
- ii. 児童家庭支援センター職員の資質向上を図るための研修の強化、児童家庭支援センター間での連携や情報共有に対する支援などにより、児童家庭支援センターの機能強化に取り組みます。

(3) 主な事業

事業名	概要
児童家庭支援センター運営等補助事業	児童家庭支援センターの運営費や児童相談所からの指導委託に係る経費を補助します。
児童養護施設等の職員の資質向上のための研修等事業	児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター等の職員が資質向上のために研修に参加する経費等を補助します。
児童養護施設等の生活向上のための環境改善事業	児童養護施設、乳児院、児童家庭支援センター等の児童の安全の確保や施設の新設に係る経費を補助します。

(4) 目標

項目	現状	目標	期限
児童家庭支援センターの設置数	11か所 (平成30年度末)	20か所	令和11年度

(5) 施設一覧

○児童家庭支援センター

施設名	所在地	運営主体
こども未来サポートセンター ほうゆう	千葉市	(福)鳳雄会
ファミリーセンター・ヴィオラ	木更津市	(福)一粒会
子山こども家庭支援センター	いすみ市	(福)チルドレンス・パラダイス
旭ヶ丘	千葉市	(福)千葉ベタニヤホーム
ふたば	千葉市	(福)房総双葉学園
オリーブ	松戸市	(福)晴香
子ども未来サポートセンター やちよ	八千代市	(福)鳳雄会
子ども家庭支援センター 「オレンジ」	南房総市	(特非)子ども家庭サポート センターちば
望みの門ピーターパンの家	富津市	(福)ミッドナイトミッションのぞみ会
児童家庭支援センター・ こうのだい	市川市	(福)ベタニヤホーム
とうかいこども家庭 しえんセンター	旭市	(福)東海学園
11施設(県所管8、千葉市所管3)		